

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<b>I 基本的考え方</b>	<b>I 基本的考え方</b>
I－1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)  金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣の主体的な関与も含めた地域・部門横断的なガバナンスにより、継続的に取組みを進める必要がある。  (略)	I－1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)  金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。  (略)
I－2 金融機関に求められる取り組み  (2) 経営陣の関与・理解  前記の管理態勢の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が主体的かつ積極的にマネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。  (略)	I－2 金融機関に求められる取り組み  (2) 経営陣の関与・理解  前記の管理態勢の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、 <u>管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど</u> 、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。  (略)
<b>II リスクベース・アプローチ</b>	<b>II リスクベース・アプローチ</b>
II－1 リスクベース・アプローチの意義  マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。	II－1 リスクベース・アプローチの意義  マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを <u>リスク許容度</u>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(略)	<u>の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることを</u> いう。
<b>犯収法におけるリスクベース・アプローチに係る規定の導入</b>	(略)
(略)	(削除)
II-2 リスクの特定・評価・低減	II-2 リスクの特定・評価・低減
(1)リスクの特定	(1)リスクの特定
(略)	(略)
包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、 <u>経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、関係する全ての部門が連携・協働して、対応を進めることが必要である。</u>	包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、 <u>経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保する必要がある。</u>
(略)	(略)
<b>【対応が求められる事項】</b>	<b>【対応が求められる事項】</b>
① (略)	① (略)
② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、 <u>国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること</u>	② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>③ (略)</p> <p>④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に<u>分析を行い</u>、マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること</p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、<u>経営陣の主体的かつ積極的な関与の下</u>、<u>関係する全ての部門が連携・協働し</u>、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>b. <u>一定量の疑わしい取引の届出がある場合に、単に届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性を向上させること</u></p> <p>(2)リスクの評価</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① <u>前記「(1)リスクの特定」における【対応が求められる事項】と同様</u></p> <p>② リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、<u>当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること</u></p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、<u>経営陣が、主導性を發揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で</u>、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)リスクの評価</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>(削除)</p> <p>① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、<u>前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</u></p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>(新設)</u>	<u>② 上記①の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること</u>
<u>(新設)</u>	<u>③ 疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること</u>
<u>③～⑤ (略)</u>	<u>④～⑥ (略)</u>
<b>【対応が期待される事項】</b>	<b>【対応が期待される事項】</b>
a. <u>前記「(1)リスクの特定」における【対応が期待される事項】と同様</u>	
b. (略)	<u>(削除)</u>
<b>【先進的な取組み事例】</b>	<u>a. (略)</u>
<u>リスクの特定・評価について、以下のように、管理部門において、粒度の細かい定量情報を用いてリスク評価を行いつつ、営業部門の意見等の定性情報も適切に組み合わせて、管理部門・営業部門等を通じ全社的に一貫したリスク評価を実施している事例。</u>	<u>(削除)</u>
<u>具体的には、管理部門において、疑わしい取引の届出件数等の定量情報について、総数のほか、店舗・届出要因・検知シナリオ別等のより粒度の細かい指標を収集し、こうした指標の大きさや変化を、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等別のリスクの高低に反映させ、第一次的なりisk評価を実施している。</u>	
<u>こうした定量情報を用いた第一次的リスク評価を前提としながら、営業部門等における日々の業務執行を踏まえた取引類型や顧客類型別等の定性的リスク評価を、全営業部門等から質問状等で確認・集約し、当該定性情報を用いて、前記の第一次的リスク評価を修正し、最終的なりisk評価を確定している。</u>	

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(3)リスクの低減  ( ii ) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)  (略)  金融機関等においては、これらの過程で確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs(Politically Exposed Persons)(注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、 <u>より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence:EDD)</u> を行うこと <u>が求められる一方</u> 、リスクが低いと判断した場合には、簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence:SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。  (略)  【対応が求められる事項】  ①～③ (略)  ④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること  ⑤ (略)  ⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果 <u>を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全</u>	(3)リスクの低減  ( ii ) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)  (略)  金融機関等においては、これらの過程で確認した情報、 <u>自らの規模・特性や業務実態等</u> を総合的に考慮し、全ての顧客について <u>顧客リスク評価</u> を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs(Politically Exposed Persons)(注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、 <u>リスクに応じた厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence:EDD)</u> を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、 <u>リスクに応じた簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence:SDD)</u> を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。  (略)  【対応が求められる事項】  ①～③ (略)  ④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他 <u>リスクに応じて必要な措置を講ずること</u>  ⑤ (略)  ⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果 <u>(II-2(2)で行うリスク評価)</u> を踏まえて、全ての顧客について <u>顧客リスク評価</u> を行うとともに、講すべき低減

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講すべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含む<u>より厳格な顧客管理(EDD)</u>を実施すること</p> <p>イ.～ハ.(略)</p> <p>二. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を緩和するなどの簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること</p> <p>イ. 取引類型や顧客類型等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p>	<p>措置を顧客リスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含む<u>リスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)</u>を実施すること</p> <p>イ.～ハ.(略)</p> <p>二. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、<u>顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること</u></p> <p>⑧ <u>顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること</u></p> <p>⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、<u>顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)</u>を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること</p> <p>イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>口～ハ. (略)</p> <p>二. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</p> <p>ホ. 繼続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、<u>顧客のリスク評価を見直すこと</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>(新設)</p> <p>a. <u>商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、顧客ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標(顧客リスク格付)を導入し、これを隨時見直していくこと</u></p> <p>b. <u>顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置を講ずること</u></p>	<p>口～ハ. (略)</p> <p>二. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</p> <p>ホ. 繼続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、<u>顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講じること</u>  <u>特に、取引モニタリング・フィルタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. <u>団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを勘案すること</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p><u>継続的な顧客管理について、以下のように、自らのリスク評価結果に基づいて個別顧客のリスクを定量的・類型的に捉えてリスク格付を付与し、特にリスクの高い顧客については定期的な接触の頻度を高めるなど、リスクの高低に応じ適切な継続的顧客管理を行っている事例。</u></p> <p><u>具体的には、顧客リスク格付に関し、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等についてのリスク評価の結果を総合・定量化してモデル化し、当該モデルを自社システムに組み込んで、顧客受入れ時や顧客情報変更の都度、機動的にリスク格付を付与することとしている。</u></p> <p><u>その上で、リスクが高い顧客に対しては、取引モニタリングシステムによる異常取引検知の敷居値を下げる、外部データ等を活用し、不芳情報の確認の頻度を増加させるなど、実態に応じたリスクの低減に努めている。加えて、定期的に質問状を発送する、場合によっては往訪・面談を行うなどにより、当初の取引目的と現在の取引実態との齟齬等を確認している。</u></p>	(削除)
<p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p><u>顧客のリスク格付について、それを算定するモデルやシステムが全社的なリスクの特定・評価の結果を適切に反映しているか、リスク格付の判定結果が個々の顧客のリスクを適切に示しているか、リスク格付に対応する低減措置がリスクに見合った適切なものであるかなどの視点から、ITとマネロン・テロ資金供与対策の双方の知見を有する管理部門内の専門チームが定期的に検証するなどにより、顧客リスク格付を通じた顧客管理の実効性を高めている事例。</u></p>	(削除)
<p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p><u>外国 PEPs について、外国 PEPs に該当する旨やその地位・職務、離職後の経過期間、取引目的等について照会し、その結果や居住地域等を踏まえて、一般的の顧客リスク格付を更に細分化した外国 PEPs リスク格付を導入・付与し、当該格付に応じて各顧客の調査範囲や頻度等を調整するなど、外国 PEPs に対し、マネロン・テロ資金供与リスクの程度に応じて、よりきめ細かい継続的顧客管理を実施している事例。</u></p>	<p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p><u>外国 PEPs について、外国 PEPs に該当する旨、その地位・職務、離職している場合の離職後の経過期間、取引目的等について顧客に照会し、その結果や居住地域等を踏まえて、よりきめ細かい継続的顧客管理を実施している事例。</u></p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① <u>取引類型に係る自らのリスク評価も踏まえながら、個々の取引について、異常取引や制裁対象取引を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施すること</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① <u>疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u></p> <p>イ. <u>自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</u></p> <p>ロ. <u>上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</u></p> <p>② <u>制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u></p> <p>イ. <u>取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなってい るか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっ いるかを検証するなど、的確な運用を図ること</u></p> <p>ロ. <u>国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守 その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</u></p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(iv) 記録の保存  (略)	(iv) 記録の保存  (略)
(v) 疑わしい取引の届出  (略)	(v) 疑わしい取引の届出  (略)
【対応が求められる事項】  ①～②(略)  ③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、 <u>外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引に係る国・地域、顧客属性</u> に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること  ④～⑥(略)  ⑦ 疑わしい取引の届出を複数回行うなど、疑わしい取引を契機にリスクが高いと判断した顧客について、 <u>当該リスク</u> に見合った低減措置を適切に実施すること	【対応が求められる事項】  ①～②(略)  ③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、 <u>疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域</u> その他の事情を考慮すること  ④～⑥(略)  ⑦ 疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、 <u>顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価</u> に見合った低減措置を適切に実施すること
(vi) IT システムの活用  (略)  また、IT システムの的確な運用により、 <u>異常な取引の自動的な検知や、顧客・取引の傾向分析、顧客のリスク格付等</u> が可能となるほか、検知の前提と	(vi) IT システムの活用  (略)  また、IT システムの的確な運用により、 <u>大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオや敷居値をリ</u>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>なるシナリオの設定・追加や、敷居値の柔軟な変更等、金融機関等のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化が容易となる。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自らの業務規模・特性等に応じた IT システムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑦の事項を実施すること</li> <li>② <u>自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らの IT システムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること</u></li> <li>③ <u>自らが導入しているマネロン・テロ資金供与対策に係る IT システムの設計・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ IT システムやその設計・運用等について改善を図ること</u></li> <li>④ <u>取引の特徴(業種・地域等)や抽出基準(シナリオ・敷居値等)別の検知件数・疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</u></li> <li>⑤ <u>取引フィルタリングシステムについては、送金先や輸出入品目等についての制裁リストが最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること</u></li> <li>⑥(略)</li> </ul>	<p>スクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能となるなど、リスク管理の改善が図られる可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自らの業務規模・特性等に応じた IT システムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑤の事項を実施すること</li> <li>② <u>経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、IT システムの活用の可能性を検討すること</u></li> <li>③ <u>マネロン・テロ資金供与対策に係る IT システムの導入に当たっては、IT システムの設計・運用等が、マネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証するとともに、導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること</u></li> </ul> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>④(略)</p>

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>⑦ 他の金融機関等と共に委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、<u>当該分析結果を反映した委託業務の実施状況の検証、必要に応じた独自の追加的対応の検討等を行うこと</u></p> <p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p>以下のように、リスク評価やリスク格付の機動的修正・更新等を可能とするITシステムの長所を有効に活用し、低減措置の機動性・実効性を高めている事例。</p> <p>具体的には、リスク評価やリスク格付を担当する部門内に、データ分析の専門的知見を有する者を配置し、個々の顧客情報や取引情報をリアルタイムに反映するなど、リスク評価やリスク格付の結果を機動的に修正・更新できる態勢を構築している。</p> <p>これらの修正・更新を通じて、検知する異常取引の範囲や数量等を調整する、振込禁止設定等により一定の取引を制限するなど、マネロン・テロ資金供与リスクの程度に応じて、低減措置を機動的に変更している。</p> <p>(vii) データ管理(データ・ガバナンス)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 海外送金等を行う場合の留意点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③(略)</p>	<p>⑤ 外部委託する場合や共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、<u>必要に応じ、独自の追加的対応の検討等を行うこと</u></p> <p><b>【先進的な取組み事例】</b></p> <p>顧客リスク評価を担当する部門内に、データ分析の専門的知見を有する者を配置し、個々の顧客情報や取引情報をリアルタイムに反映している事例。</p> <p>(vii) データ管理(データ・ガバナンス)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 海外送金等を行う場合の留意点</p> <p><u>(i) 海外送金等</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③(略)</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(新設)	<p>④ <u>コルレス先や委託元金融機関等について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行うこと</u>  <u>コルレス先や委託元金融機関等のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合には、コルレス先や委託元金融機関等を監視して確認した情報等を踏まえ、リスク評価を見直すこと</u></p>
(新設)	<p>⑤ <u>コルレス先や委託元金融機関等の監視に当たって、上記④のリスク評価等において、特にリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて、コルレス先や委託元金融機関等をモニタリングし、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実態を確認すること</u></p>
④ (略)	<p>⑥ (略)</p>
⑤ 他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等においては、当該他の金融機関等による海外送金等に係る取引時確認等をはじめとするマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を監視すること	<p>⑦ 他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等においては、当該他の金融機関等による海外送金等に係る管理手法等をはじめとするマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を監視すること</p>
(新設)	<p>⑧ <u>送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合であっても、制裁リスト等との照合のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討すること</u></p>
⑥(略)	<p>⑨(略)</p>
【対応が期待される事項】	(削除)
a. <u>様々なコルレス先について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督等を踏まえた上でリスク格付を行い、リスクの高低に応じて定期的な監視の頻度等に差異を設けること</u>	

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>【先進的な取組み事例】</b>            コルレス先管理について、コルレス先へ訪問してマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢をヒアリングするほか、場合によっては現地当局を往訪するなどの方法も含め、書面による調査に加えて、実地調査等を通じたより詳細な実態把握を行い、この結果を踏まえ、精緻なコルレス先の<u>リスク格付</u>を実施し、コルレス先管理の実効性の向上を図っている事例。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>【先進的な取組み事例】</b>            コルレス先管理について、コルレス先へ訪問してマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢をヒアリングするほか、場合によっては現地当局を往訪するなどの方法も含め、書面による調査に加えて、実地調査等を通じたより詳細な実態把握を行い、この結果を踏まえ、精緻なコルレス先の<u>リスク評価</u>を実施し、コルレス先管理の実効性の向上を図っている事例。</p> <p><u>( ii ) 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等</u></p> <p><u>輸出入取引は、国内の取引に比べ、実地確認が困難なケースもあることを悪用し、輸出入取引を仮装したり、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪による収益を移転したりすることが容易である。また、輸出入関係書類の虚偽記載等によって、軍事転用物資や違法薬物の取引等にも利用される危険性を有している。</u></p> <p><u>金融機関等においては、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等がこうしたリスクにも直面していることを踏まえながら、特有のリスクの特定・評価・低減を的確に行う必要がある。</u></p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p class="list-item-l1">① <u>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等(実質的支配者を含む)のリスクも勘案すること</u></p> <p><b>【対応が期待される事項】</b></p> <p class="list-item-l1">a. <u>取引対象となる商品の類型ごとにリスクの把握の鍵となる主要な指標等を整理することや、取扱いを制限する商品及び顧客の属性をリスト化することを通じて、リスクが高い取引を的確に検知すること</u></p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>b. <u>商品の価格が市場価格に照らして差異がないか確認し、根拠なく差異が生じている場合には、追加的な情報を入手するなど、更なる実態把握等を実施すること</u></p> <p>c. <u>書類受付時に通常とは異なる取引パターンであることが確認された場合、書類受付時と取引実行時に一定の時差がある場合あるいは書類受付時から取引実行時までの間に貿易書類等が修正された場合には、書類受付時のみならず、修正時及び取引実行時に、制裁リスト等と改めて照合すること</u></p> <p>d. <u>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等の管理のために、ITシステム・データベースの導入の必要性について、当該金融機関が、この分野において有しているリスクに応じて検討すること</u></p>
(5)FinTech 等の活用  (略)	(5)FinTech 等の活用  (略)
こうした新技术のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、金融機関等においては、当該新技术の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技术導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技术を活用する余地がないか、 <u>前向きに</u> 検討を行っていくことが期待される。	こうした新技术のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、金融機関等においては、当該新技术の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技术導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技术を活用する余地がないか、 <u>その有効性も含めて必要に応じ、</u> 検討を行っていくことが期待される。
(略)	(略)
【対応が期待される事項】	【対応が期待される事項】
a. 新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技术導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の	a. 新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技术導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、<u>前向きに検討を行うこと</u></p> <p>Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し (略)</p> <p>Ⅲ－1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や<u>管理部門による更なる措置の実施の必要性</u>につき、検討すること</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a.～b.(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、<u>その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと</u></p> <p>Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し (略)</p> <p>Ⅲ－1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手續・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、<u>当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、取扱いの有無を含めたリスク低減措置の改善や更なる措置の実施の必要性</u>につき検討すること</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a.～b.(略)</p> <p>c. <u>マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</u> また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>部門が事後検証を行うこと</u>
III-2 経営陣の関与・理解  (略)  こうしたことを踏まえ、金融機関等の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に <u>主体的かつ積極的に</u> 関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。  (略)  【対応が求められる事項】  ①～⑤(略)  <u>(新設)</u>  ⑥(略)  (略)	III-2 経営陣の関与・理解  (略)  こうしたことを踏まえ、金融機関等の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に <u>主導的に</u> 関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。  (略)  【対応が求められる事項】  ①～⑤(略)  ⑥ <u>マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること</u>  ⑦(略)  (略)
III-3 経営管理(三つの防衛線等)  (略)	III-3 経営管理(三つの防衛線等)  (略)
III-4 グループベースの管理態勢	III-4 グループベースの管理態勢

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
III-5 職員の確保、育成等	III-5 職員の確保、育成等
(略)	(略)
【対応が求められる事項】	【対応が求められる事項】
①～③(略)	①～③(略)
④ 研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により、 <u>確認すること</u>	④ 研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと
⑤(略)	⑤(略)
(以下略)	(以下略)